

新規就農総合支援事業に基づく青年就農

給付金の優先順位について

平成24年6月29日決裁

青年就農給付金について「青年就農給付金の予算執行について」（平成24年4月6日付け24経営第47号経営局就農・女性課長通知）を参考に以下のとおり給付対象者に優先順位を付け予算を配分する。

<給付対象者の優先順位（優先度の高い区分）>

- 1 新規参入者（営農開始給付金事業「経営開始型」）
- 2 明日の農業担い手育成塾生（就農準備給付金事業「準備型」）
- 3 埼玉県農業大学校生で被扶養者でない者（就農準備給付金事業「準備型」）
- 4 先進農家等研修生で被扶養者でない者（就農準備給付金事業「準備型」）
- 5 親と営農類型が異なる独立・自営就農者（営農開始給付金事業「経営開始型」）
- 6 全部経営継承者（営農開始給付金事業「経営開始型」）
- 7 一部経営継承者（営農開始給付金事業「経営開始型」）
- 8 親と営農類型が同じ独立・自営就農者（営農開始給付金事業「経営開始型」）
- 9 3～4の被扶養者
- 10 その他

※ それぞれの区分では世帯の所得が低い者を優先